

## 三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会設置要綱

## (名称)

第1条 本委員会は、三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 三番瀬再生計画（事業計画）に基づき実施する次の各号に掲げる事業及びその検討事項について、県の実施計画策定や事業実施に当たり、具体的な助言を受けることを目的として委員会を設置する。

- (1) 干潟的環境（干出域等）形成の検討・試験  
（検討事項）試験計画、モニタリング計画、試験による周辺環境への影響予測等
- (2) 淡水導入の検討・試験  
（検討事項）試験計画、モニタリング計画、試験による周辺環境への影響予測等
- (3) 自然再生（湿地再生）事業  
（検討事項）市川市塩浜2丁目市所有地における自然再生（湿地再生）計画案等

## (委員及び任期)

第3条 委員は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 委員の任期は2年以内において知事が別に定める。ただし、再任を妨げない。
- 3 ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 委員会には委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の中から知事が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 第3条第1項の別表に掲げる委員の構成のうち、行政関係者については、委員に事故があるときは、その者の職務を代理又は補佐する者に代理させることができる。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (事務局)

第6条 事務局は、千葉県総合企画部地域づくり推進課三番瀬再生推進室に置く。

- 2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

## (議事の公開)

第7条 委員会は、公開するものとする。

## (補足)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附則 この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年9月20日から施行する。

## 別 表

## 委員の構成及び定数

構	成	定 数
1	学識経験者	20名以内
2	漁業関係者	
3	地元住民	
4	環境保護団体	
5	行政関係者	

## 三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員の任期は2年以内において知事が別に定める。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条から第8条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>この要綱は、平成21年9月20日から施行する。</p>	<p>第1条から第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条から第8条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>